

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛南町は、介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛南町長

公表日

令和6年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務において取り扱う。 ①介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務 ②包括的支援事業及び任意事業に関する事務
③システムの名称	1 地域包括支援センターシステム 2 介護保険システム 3 宛名・納付システム 4 収納管理システム 5 滞納管理システム 6 団体内統合宛名システム 7 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
対象者台帳等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項及び別表100の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第5号)第50条第11号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域包括支援センター
②所属長の役職名	地域包括支援センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛南町総務課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	地域包括支援センター 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-7325

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月6日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒798-4131 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	事後	所在地の移転に伴う変更
平成29年4月1日	1. 特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①介護予防事業に関する事務	①介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務	事後	法改正に伴う変更
平成29年4月1日	1. 特定個人ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 地域包括支援センターシステム 2 宛名管理システム	1 地域包括支援センターシステム 2 宛名管理システム 3 団体内総合宛名システム	事後	使用するシステムの追加
令和1年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 地域包括支援センターシステム 2 宛名管理システム 3 団体内総合宛名システム	1 地域包括支援センターシステム 2 介護保険システム 3 宛名・納付システム 4 収納管理システム 5 滞納管理システム 6 団体内統合宛名システム 7 中間サーバ	事後	使用するシステムの追加及びシステム名称変更
令和1年6月1日	3. 個人番号の利用	1 番号法別表第一の68の項	1 番号法別表第一の68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第5号)第50条第1項第11号	事後	法令にあわせて修正
令和1年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1 番号法別表第二の93及び94の項	1 番号法別表第二の94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第7号)第46条並びに第47条第1項第14号、第15号、第16号、及び第17号	事後	法令にあわせて修正
令和1年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域包括支援センター所長 山田 智久	地域包括支援センター所長	事後	所属長氏名削除
令和1年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話番号 0895-72-1211	電話番号 0895-72-7325	事後	連絡先電話番号変更
令和1年6月1日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による追加
令和3年8月6日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法別表第二の94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第7号)第46条並びに第47条第1項第14号、第15号、第16号、及び第17号	1 番号法別表第二の94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第7号)第46条並びに第47条第1項第16号、第17号、第18号、及び第19号	事後	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(令和3年内閣府・総務省令第9号)による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法別表第一の68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第5号)第50条第1項第11号	1 番号法第9条第1項及び別表100の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第5号)第50条第11号	事後	再実施による見直し
令和6年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法別表第二の94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第7号)第46条並びに第47条第1項第16号、第17号、第18号、及び第19号	番号法第19条第8号	事後	再実施による見直し
令和6年6月10日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検 内部監査	自己点検 内部監査 外部監査	事後	再実施による見直し